
規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）

－ 金融関係部分抜萃 －

政府・平 17. 3. 25

政府は、3月25日、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」を閣議決定した。同計画は、①経済活性化による持続的な経済成長の達成、②透明性が高く公正で信頼できる経済社会の実現、③多様な選択肢の確保された国民生活の実現、④国際的に開かれた経済社会の実現等を図り、もって生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に実現する観点から、行政の各般の分野について、民間開放その他の規制の在り方の改革の積極的かつ抜本的な推進を図り、経済社会の構造改革を一層加速することを目的としている。

このうち、金融関係については、①証券会社の付随業務に、証券会社口座における自社顧客の株式配当金の代理受領業務が含まれると解釈されることになったほか、②銀行代理店に係る諸規制の緩和について、定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことについて、顧客の利便性や銀行経営の効率を高める観点から、検討を行う。③金融サービス（投資）法制の横断化について、現在の証券取引法を改組して、銀行取引・保険取引以外の分野（＝資本市場分野）を横断的にカバーできる投資者保護法制（投資サービス法〔仮称〕）を構築する。④証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大について、事業会社の適格機関投資家案件を緩和すること及び個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることについて、これまでに実施した措置による対象拡大の実情等を評価した上で検討を行う。⑤外国で上場されている「外国投資信託」「外国投資証券」の国内販売における規制緩和について、投資サービス法における議論を踏まえつつ、投資家・外国投資信託等の投資商品等に一定の条件を付した上で、外国発行者による事前届出義務及び運用報告書の交付義務の在り方について検討し、結論を得、所要の措置を講ずる等とされている。

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」の概要及び金融関係の分野別各論・分野別措置事項の抜萃は、以下のとおりである。

※ 「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」は内閣府のウェブサイト（<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/index.html>）において閲覧することができる。

規制改革・民間開放推進 3 年計画 (改定)

**平成 17 年 3 月 25 日
閣 議 決 定**

目 次

I	共通的事項	1
II	16年度重点計画事項 (分野横断的な取組)	
1	民間開放推進の横断的手法としての 「市場化テスト（官民競争入札制度）」	12
2	個別官業の民間開放の推進	26
3	主要官製市場等の改革の推進	38
	(分野別各論)	
1	基本ルール	64
2	国際経済連携	65
3	IT	71
4	競争政策・法務・金融	75
5	教育・研究	86
6	医療	88
7	福祉・保育	95
8	雇用・労働	97
9	農林水産業・流通	102
10	エネルギー・運輸	103
11	住宅・土地・環境	108
12	基準認証・資格制度	112
III	措置事項	
1	市場化テスト関係	
ア	市場化テストの本格的導入に向けた取組	113
イ	市場化テストのモデル事業	114
2	「規制改革・民間開放集中受付月間」関係	120
3	基本ルール関係	
ア	規制に関する手続の見直し	121
イ	地方公共団体における規制改革の推進に向けた方策	127
4	IT関係	
ア	情報通信ネットワークインフラの整備の一層の促進	129
イ	電気通信事業における公正競争の促進	133
ウ	IT利活用の推進	138

エ	電子政府・電子自治体の推進	148
オ	その他	152
5	競争政策関係	
ア	独占禁止法のエンフォースメント（ルールの実効性を確保 するための手段）の見直し・強化	155
イ	公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化	156
ウ	専門分野に関するエンフォースメントの強化	160
エ	企業の経済活動を活性化する等のためのその他の措置	163
オ	政府調達制度の見直し	164
カ	公共施設・サービス等の民間開放の促進	171
6	法務関係	
ア	国民が利用しやすい司法制度の実現	172
イ	我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備	176
ウ	国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備	180
エ	国際的な高度人材の移入促進（日本版「グリーンカード」 の創設など）	189
オ	その他	191
7	金融関係	
ア	銀行	194
イ	協同組織金融機関	199
ウ	証券	200
エ	保険	206
オ	その他	213
8	教育・研究関係	
ア	教育主体等	219
イ	初等・中等教育	223
ウ	高等教育	230
エ	研究開発等	235
9	医療関係	
ア	情報	238
イ	事務効率化・IT化	241
ウ	保険者機能	247
エ	診療報酬	249
オ	経営の近代化、派遣	255
カ	医薬品等	258
キ	教育、臨床研修、資格	262
ク	その他（救急医療、小児医療、医療事故対策等）	266
10	福祉・保育等関係	
ア	介護	272

イ	保育	277
ウ	障害者施策	285
エ	社会福祉法人	286
オ	年金	287
カ	その他	288
11	雇用・労働関係	
ア	円滑な労働移動を可能とする規制改革	290
イ	就労形態の多様化を可能とする規制改革	291
ウ	新しい労働者像に応じた制度改革	292
エ	事後チェック機能の強化	294
オ	労災保険の見直し及び雇用保険事業の民間開放の促進など	295
カ	その他	297
12	農林水産業関係	
ア	農業・農産物等	300
イ	農地	304
ウ	その他	307
13	流通・サービス業関係	
ア	医薬品等	308
イ	大規模小売店舗立地法	309
ウ	その他	310
14	エネルギー関係	
ア	石油	313
イ	電気事業	313
ウ	ガス事業	320
エ	その他	325
15	住宅・土地、公共工事関係	
ア	住宅・土地	328
イ	公共事業	340
ウ	公共施設・サービス等の民間開放の促進	343
エ	その他	348
16	運輸関係	
ア	自動車交通等	359
イ	海運・港湾	367
ウ	その他	371
17	環境関係	
ア	リサイクル・廃棄物	374
イ	地球温暖化	378
ウ	ヒートアイランド	380
エ	その他	382

18	危険物・保安関係	
ア	燃料電池関連分野関係	384
イ	高圧ガス保安法関係	387
ウ	労働安全衛生法関係	388
エ	消防法関係	389
オ	その他	390
19	基準認証等関係	
ア	共通的な指針に基づく見直し	393
イ	その他（検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化）	398
20	資格制度関係	405

(別表 1)	「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された 全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」 （平成 16 年 9 月 10 日規制改革・民間開放推進本部決定） における「別表」に掲げられた規制改革事項に関する フォローアップ結果	411
(別表 2)	「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された 全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」 （平成 17 年 2 月 18 日規制改革・民間開放推進本部決定） における「別表」に掲げられた規制改革事項	416
(別表 3)	「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された 全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」 （平成 16 年 9 月 10 日及び平成 17 年 2 月 18 日規制改革・ 民間開放推進本部決定）の対象とならなかったものの 「検討」等を行うとされた事項	427
(別表 4)	「構造改革特区の第 5 次提案に対する政府の対応方針」 （平成 16 年 9 月 10 日構造改革特区推進本部決定）における 「別表 2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な 規制改革事項（第 5 次提案追加分）」に関するフォローアップ 結果	439
(別表 5)	「構造改革特区の第 6 次提案に対する政府の対応方針」 （平成 17 年 2 月 9 日構造改革特区推進本部決定）における 「別表 2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な 規制改革事項（第 6 次提案追加分）」	445

- (注1) 本計画は、平成17年3月31日時点の措置状況を取りまとめている。
- (注2) 規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」(平成16年12月24日)及び「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申(追加答申)」(平成17年3月23日)の「具体的施策」を「Ⅱ 平成16年度重点計画事項」として列記している。なお、Ⅲは、各関連事項も含めて措置内容を記述している等のため、当該Ⅱにおける措置事項と記述内容が必ずしも一致しない場合があるが、その場合は、Ⅲにおける記載に従う。
- (注3) Ⅱにおける各措置内容の後に付記した括弧書き(例：(Ⅲ運輸ア②)等)は、Ⅲにおける掲載箇所を示している。
- (注4) Ⅲにおける「当初計画等との関係」欄では、各個別事項と、改定前の「規制改革推進・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)(=「計画」)、「重点計画事項」(=「重点」)等との対応関係を明らかにし、該当する分野名(略称で記載)及びその記載箇所を明示している。

規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）の改定に当たっては、国等自らがサービス等を提供している分野及びサービス等の提供主体が一定の法人等に限定されている等公的関与の強い分野（官製市場）の民間開放を重点課題とする「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」（平成16年12月24日規制改革・民間開放推進会議。以下「第1次答申」という。）に示された「具体的施策」を最大限に尊重する旨の閣議決定（平成16年12月28日）及び個別分野に関する「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（追加答申）」（平成17年3月23日規制改革・民間開放推進会議。以下「追加答申」という。）を踏まえ、第1次答申及び追加答申の指摘事項を重点計画事項として列記する等下記のとおり改定する。

記

I 共通的事項

1 目的

（1）本計画の目的

本計画は、①経済活性化による持続的な経済成長の達成、②透明性が高く公正で信頼できる経済社会の実現、③多様な選択肢の確保された国民生活の実現、④国際的に開かれた経済社会の実現等を図り、もって、生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に実現する観点から、行政の各般の分野について、民間開放その他の規制の在り方の改革の積極的かつ抜本的な推進を図り、経済社会の構造改革を一層加速することを目的とする。

（2）本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」（平成15年12月22日）、上記第1次答申及び追加答申、を始めとするこれまでの答申、「構造改革特別区域基本方針」（平成15年1月24日閣議決定）、「規制改革集中受付月間」、「規制改革・民間開放集中受付月間」等によりこれまで明らかにされた規制改革関連事項について、これを平成16年度から18年度までの3か年にわたって取り組む事項として確定することにより、その着実かつ速やかな実施を図ることとする。

2 規制改革の推進に伴う諸措置及び関連改革との連携等

規制の見直しに当たっては、これと併せて、(i)活力ある競争社会の前提条件となる社会的安定機能（セーフティネット）の確保、(ii)経済活力維持・向上の観点からの公的分野の合理化・効率化・民間開放、(iii)企業製品等に対する国民の不安を解消し、疑念を払拭するため、特に国民の安全を確保する観点からの事業者における自己責任体制の確立・情報公開等の徹底、(iv)事前規制型行政から事後チェック型行政に転換していくことに伴う新たなルールの創設及びこれに係る法体系の抜本的見直し、(v)社会的に必要な規制の実効性の確保・向上等の諸措置を実施する。

このほか、次のとおり、規制改革と密接不可分の各分野の改革との連携を図る。

(i) 市場機能をより発揮するための競争政策の積極的展開

(ii) 行政組織、予算、税制、補助金、特殊法人、公益法人、地方行政等の分野の改革との連携

また、国民の側からも、消費者・生活者として、規制改革が期待された効果をもたらすよう関心を持ち、これに主体的に貢献できるようにすることが重要であるとの観点に立って、各府省において規制改革の取組状況等について積極的な情報の提供を行うものとする。

3 規制改革・民間開放推進会議による規制改革への抜本的取組

規制改革・民間開放推進会議は、経済社会の構造改革の視点を踏まえた広範な取組を通じて規制改革を推進するための審議を行うとともに、本計画の実施状況（「共通的事項」の実施状況を含む。）の監視を行い、本計画に掲げられた各改革事項の推進を図るものとする。また、本計画は、規制改革・民間開放推進会議における審議結果等を踏まえ改定するものとする。

4 規制改革・民間開放推進本部と規制改革・民間開放推進会議との連携

規制改革・民間開放推進本部は、規制改革・民間開放推進会議と密接な連携を図るとともに、規制改革・民間開放推進会議の意見を最大限尊重して「規制改革・民間開放に関する基本方針」（平成16年5月25日）を改定し、本部と会議が、両輪となって規制改革を強力かつ着実に推進するものとする。

5 構造改革特区等の活用による規制改革の加速化

総合規制改革会議が提言した「規制改革特区」をベースとして基本理念の構築や制度設計が行われた構造改革特区制度は、様々な事情により進展が遅い分野がある全国規模での規制改革について、地域の特性に応じた規制の特例を導入することによって、「全国規模の規制改革に繋がる突破口」となるものである。

具体的には、構造改革特区制度を活用した規制改革の検討に当たっては、可能な限り「全国規模で実施するか」「特区で先行的に実施するか」の二者択一を行うという考え方を前提とし、仮に全国規模での規制改革を直ちに実施することが難しいとされているものであっても、特区において先行的に実施することにより、規制改革の加速化を図っていく。

また、定期的に地方公共団体や民間事業者等から受け付けた提案に基づく規制改革事項については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成17年2月25日閣議決定）において、特区で講じる規制の特例措置が掲げられている別表1、及び、全国展開することとなった規制の特例措置が掲げられている別表2を改訂することにより対応することとし、これにより同基本方針の追加・充実を図っていく。

なお、構造改革特区制度については、地方公共団体や民間への十分なPRを行った上で、定期的な提案募集を行うとともに、提案募集とそれに基づく基本方針の改訂、法令等の改正といった一連の流れを通じた改革を加速していくため、地方公共団体や民間に対するコンサルティング機能や情報発信機能を強化していく。

さらに、特区において実施される規制の特例措置については、同基本方針に基づき、規制改革・民間開放推進会議とも密接な連携を取りつつ、一定期間後に的確に評価を行い、その評価結果を踏まえて、特区の成果を着実に全国に広げていく。

6 計画の改定、フォローアップ等

（1）既定計画の着実な実施

「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）を始め、規制改革に関連する既定諸計画に定められている事項のうち、本計画に記載のない事項であって、平成16年度内に措置が完了していない事項（措置内容が検討にとどまっている事項を含む。）についてフォローアップを含めその着実な実施を図る。

（2）計画の改定

本計画は、規制改革・民間開放推進会議の審議結果等を踏まえ、毎年度改定する。

（3）計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、その実施状況（「共通的事項」の実施状況を含む。）に関するフォローアップを行うこととし、その結果は、規制改革・民間開放推進会議に報告するとともに、公表する。

さらに、公共サービス分野における国の事務・事業について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託を積極的に推進することが重要である。このため、各府省は、「行政

改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)及び「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)に基づいて、逐次、所管事務・事業の全般について計画的・積極的に民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進し、総務省は、民営化、民間への事業譲渡、民間委託の実施状況を毎年度の「行政改革大綱」及び「今後の行政改革の方針」の実施状況に関するフォローアップの中で明らかにする。

(4) 審議会等の結論の早期化

本計画の個別措置事項のうち審議会等の結論を得る必要があるものについては、審議会等の結論を原則として平成17年9月末までに得ることとし、審議の早期化を図る。その時点で審議会等の結論が得られないものは、各府省が審議状況を取りまとめて公表するとともに、原則として平成18年2月末までに結論を得るものとする。

(5) 市場開放問題苦情処理体制(OTO)の活用

市場アクセスの改善に資する規制改革を推進するため、市場開放問題苦情処理体制(OTO)の機能を積極的に活用する。

(6) 諸外国の規制情報の収集・分析

我が国における規制改革の一層の進展に資するため、各府省においては、その所管する分野に係る行政が、世界各国でどのように行われているかを、インターネットなども活用し常時情報収集を行い、積極的に公開に努める。外務省は、在外公館における活動の一つとして、各国の規制についての幅広い情報収集や分析に努める。

7 「規制改革・民間開放集中受付月間」の定着化

平成16年度において6月及び10～11月の各1か月間を「規制改革・民間開放集中受付月間」とし、規制改革・民間開放推進室と構造改革特区推進室とで共同して、民間、個人、地方公共団体を問わず広く一般から、全国規模での規制改革・民間開放要望と構造改革特区提案を集中的に公募し、手続の公開の下、規制改革・民間開放推進会議の協力を得つつ、短期集中型の検討・協議を実施した。

国において、今後とも規制改革要望が各般の国民各層からより広く抽出され、一層実り多い成果を得ることができるよう、平成17年度以降も「規制改革・民間開放集中受付月間」活動を継承し、定着化を図る。なお、検討の際には、構造改革特区制度における規制改革の検討と同様に、可能な限り「全国規模で実施するか」「特区で先行的に実施するか」の二者択一を行うという考え方を基本とする。加えて、常に検証・評価(自己評価は勿論、外部評価も含む。)を行うことで、適宜、その運用・手法等のより一層の充実を図る。

8 事後チェック型行政への転換と消費者への情報提供の推進

行政の在り方が事前規制型から事後チェック型に転換していくに伴い、許認可等の直接規制に係る体制のスリム化を進めるとともに、明確なルールづくりとそのルールが守られているか否かの監視を重視した体制に移行するものとする。

これら事後チェック型行政のためのルールのうち、情報公開関連項目及び第三者評価関連項目については基本的には個別分野にそれぞれ措置しているが、このほか、以下の措置を共通的に行う。（苦情・紛争処理関連項目については「Ⅲ措置事項 6法務関係」に掲載。）

（１）情報公開の推進

本計画において措置している情報公開関連項目については、事後チェック型行政を推進する観点から、逐次、期限の定められたものは前倒しに努め、逐次実施とされているものは年次別の具体的な達成目標を明示して、可能な限りその速やかな実施を図る。

なお、これ以外の分野においても、各府省は、逐次、それぞれの分野における消費者・利用者への提供情報の範囲、提供方法など情報公開の在り方につき、事業者・関係団体等とも連携を取りながら検討を進め、情報公開のルール形成を図る。

（２）第三者評価の推進

本計画において措置している第三者評価関連項目については、第三者評価の重要性にかんがみ、逐次、期限の定められたものは前倒しに努め、逐次実施とされているものは年次別の具体的な達成目標を明示して、可能な限りその速やかな実施を図る。また、各府省は、評価対象範囲・事項の一層の拡大を図るなど評価充実に向けた検討を進める。

なお、これ以外の分野においても第三者評価に馴染む分野は存在することから、各府省は、逐次、他分野の評価手法、実績等も参考としつつ、第三者評価の導入を図る。

9 民事・刑事の基本法制の整備等

（１）民事・刑事の基本法制の整備

社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。これらの法整備は平成17年度を目途に完了させる。

(2) 司法制度改革の推進

事後チェック型行政への転換に伴い、司法の果たすべき役割がより重要となってくることから、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）の実施等を通じ、真に実効ある司法制度改革を推進する。

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(1) 今後の規制改革推進の在り方

① 規制改革推進及び関連する諸組織との連携の在り方

規制改革・民間開放推進会議の事務局機能を強化するとともに、規制改革の推進に当たり、今後とも民間の学識経験者や実業界等の知見を十分に活用できる体制とする。

さらに、一層の規制改革の実を上げるため、構造改革特別区域推進本部を始めとした関連する諸組織との連携を今後とも密にする。

具体的には、

ア 現在「特区」において規制改革の要望がある事項ができる限り実現されるよう、構造改革特別区域推進本部との連携を強化する。

イ 内閣府に寄せられる日本の市場アクセスに係る苦情や、総務省が全国に展開している行政相談窓口に寄せられる行政相談の中で、規制改革に関するものについては、規制改革・民間開放推進会議にも随時情報提供する。

ウ 総務省が行っている規制に関する政策の評価及び行政評価・監視に基づく関係府省に対する意見・勧告事項並びに公正取引委員会による競争政策の観点からの関係府省に対する要請事項についても、規制改革・民間開放推進会議へ情報提供する仕組みを作り、規制改革・民間開放推進会議も当該事項の扱いについてフォローする。

エ 既存規制のチェックの際活用すべきである「規制影響分析(R I A)」について、その分析手法の開発・向上に向け、規制改革・民間開放推進会議と総務省及び各府省は連携する。

オ 規制改革と公正競争促進は一体であることから、規制改革・民間開放推進会議と公正取引委員会は、引き続き密接な協力体制を維持する。

② 規制改革手法の見直し

規制改革・民間開放推進会議の活動の中心は、今後とも既存規制の見直しとすべ

きであるが、その手法について、従来の手法に加え、以下の手法も取り入れることとする。

ア 規制影響分析（R I A：Regulatory Impact Analysis）の活用

規制影響分析（R I A）とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。

基本的に、R I Aの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるものであるが、それに加え、規制の導入から一定期間が経過した後に、当該規制がその時点での社会経済情勢に照らしてなお最適であるか否かを判断する材料としても有効である。

したがって、後述（（２）①）のとおり各府省が実施すべきR I Aについて、規制改革・民間開放推進会議が既存規制をチェックする際にも活用できるような仕組みを作ることとする。

イ 「基準」による規制のチェック

規制の必要性・合理性等を迅速かつ客観的に議論・判断していくため、規制改革・民間開放推進会議は、規制の見直し基準を早急に策定し、これに基づいて既存規制の見直しを推進する。

その基準は、「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）第44条第１項の規定及び「規制改革推進３か年計画（再改定）」において、規制の見直しの視点として掲げられている事項を参考にしつつ、参入・退出、業務内容、競争条件といった観点で設定し、個別分野ごとのものではなく横断的なものとする。

あわせて、その基準は、最低基準としてではなく、むしろ標準として、例えば、その基準を上回る規制については、その必要性・妥当性をより厳しく検証するという形で用いることとする。

ウ 規制の把握と公開

規制改革・民間開放推進会議が規制を効果的にチェックしていくためには、規制を的確に把握することも必要となる。

したがって、例えば、規制の新設・改廃時に、所管府省からその情報（R I A等、個々の規制に対する所管府省の考え方も含めた情報を含む。）が規制改革・民間開放推進会議に提供されるといった仕組みを作ることとする。

さらに、個々の規制の適正性を担保するためには、当該規制を規制改革・民間開放推進会議のみならず公衆の監視の下に置くことが重要であることから、規制改革・民間開放推進会議が把握している規制の情報については、インターネット等により広く公開する。その際は、分野横断的な比較が容易となるようできる限り一覧性を持たせるとともに、R I A等も含めた情報を公開するなど、規制改革

を促すようなものにすることが重要である。

なお、情報提供された規制案の中に、上述の「基準」に照らして改革の方向性や理念に反すると認められるものがあつた場合、規制改革・民間開放推進会議は、所管府省に対して必要に応じて意見を述べることとする。

その際、規制の新設審査（※）を行うこととされている各府省の大臣官房等、内閣法制局、総務省行政管理局、財務省主計局も引き続き厳格に審査を行うとともに、規制改革・民間開放推進会議の求めに応じ、情報提供など必要な協力を行うこととする。

※ 規制の新設審査

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持することとするものについては、その必要性、根拠等を明確にする。各府省は、規制の新設について、これを必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行うこととする。

このため、R I Aの試行的実施が行われるまでの間、各府省は、規制の新設に当たり、規制の必要性、期待される効果、予想される国民の負担等のコスト等について検討し、その検討結果を、見直し条項を付した法律及び見直し条項に基づく見直しの結果とともに、毎通常国会終了後速やかに国民に分かりやすく公表する。

また、内閣法制局、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設についてそれぞれの所掌事務に基づき厳格な審査を行う。

なお、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設抑制等の観点から、各府省が行う規制の設定又は改廃に係る意見提出手続に際し、必要に応じ意見を述べるものとする。

エ 規制改革・規制制度の評価等及び国民への情報提供等

（ア）規制制度に関する基礎的な調査研究の充実

総務省は、規制改革の推進に資するため、各府省の協力を得て、規制制度に関する基礎的な調査研究の充実を図り、その成果を国民に分かりやすい形で公表する。

（イ）規制改革の数量的効果分析の実施・公表

内閣府は、規制改革に関する国民の関心と理解を深めるため、政府における規制改革の推進に関し、規制改革による需要拡大効果、生産性向上効果、雇用

創出効果、物価引下げ効果等の経済効果につき数量的な分析を積極的に行い、その成果を国民に分かりやすい形で毎年度公表する。

(ウ) 規制コスト及び効果の分析

各府省は、所管する行政分野における国民の負担等の規制のコスト及び効果の分析・把握を行い、現行規制制度の見直しに資する。

(エ) 政策評価等の実施等

規制制度等の評価に当たっては、各府省における政策評価の積極的な実施を図るとともに、総務省の政策評価機能及び行政評価・監視機能を積極的に活用する。

(オ) 規制改革に関する広報の充実

内閣府は、上記(ア)、(イ)、(ウ)を含め、公的規制の現状、規制改革の実施状況、規制改革の経済効果等を国民に分かりやすい形で取りまとめ公表する。その他、規制改革に関する国民の理解を促進するための施策を実施し、広報の充実を図る。

(2) 規制に係る手続の見直し

① R I A導入の推進

R I Aは、1980年代以降、米国、英国等において導入が進んでいる。我が国では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定)において、規制に係る政策評価の実施に向け積極的に取り組むこととされており、その取組を着実に推進する必要があるものの、義務付けには至っていない。

しかしながら、R I Aの手法は、規制導入時における客観性や透明性を高めるだけでなく、先述のとおり既存規制をチェックするツールとしても有効であることから、すべての規制の新設・改正時に用いられるべきであり、以下のようにその導入を推進する。

ア R I Aについては、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

このため、毎年度、総務省は、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ試行的なR I Aの実施状況を把握・分析するとともに、その結果得られたこれらの取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することや調査研究等を通じて、政策評価の観点から早急にその評価手法の開発の推進に努めることとする。

また、各府省においても、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ評価手法の開発の推進に努めることとする。

イ R I Aが客観性を持ち得るためには、可能な限り定量的かつ詳細な分析が必要であるが、その分析手法が確立していない現時点においては、一律に定量かつ詳細な分析を義務付けることは行政コストを増大させるのみで実益に乏しい。

したがって、当面、R I Aについては、諸外国の例を参考にしつつ分析項目のみ提示し、内容面については徐々に充実させていくことが適当である。また、定期的なレビューの実施に資するため、レビューの時期や規制を見直す条件等を盛り込むことが適当である。

項目例としては、以下の項目が考えられる。

(ア) 規制の内容（規制の目的・必要性等を含む。）

(イ) 規制の費用分析（規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストの推計）

(ウ) 規制の便益分析（規制実施による産業界や国民への便益、社会的便益の推計）

(エ) 想定できる代替手段との比較考量

(オ) 規制を見直す条件

(カ) レビューを行う時期

② パブリック・コメント手続の適正な運用

規制の設定又は改廃に係る意思決定過程の透明性の向上と公正の確保等を図る観点から、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）に基づき、引き続き、規制の設定又は改廃に係る政省令等の策定過程において、広く国民・事業者以案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うこととする。

また、同手続に従い適切に規制の設定又は改廃が行われるよう、総務省は、その実施状況をフォローアップし、公表する。

なお、今後とも国民・事業者と同手続の周知を図り、その活用を促す。

③ 日本版ノーアクションレター制度の適正な運用

民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかの予見可能性を高めるとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）に基づき、同手続の円滑な実施を図る。

また、同手続が適切に実施されるよう、総務省は、その実施状況をフォローアップし、公表する。

なお、今後とも国民・事業者に同手続の周知を図り、その活用を促す。

④ 行政手続法の適正な運用

行政手続法（平成5年法律第88号）を遵守し、許認可等の行政処分及び行政指導の透明性・明確性を確保する。また、引き続き国民・事業者に行政手続法の周知を図り、その活用を促す。

あわせて、規制プロセスの予測可能性及び透明性の向上に資する観点から、許認可等のうち、いまだ標準処理期間の定めのないものについてその設定に努めるとともに、いまだ審査基準のないものについては早急に設定することとする。

⑤ 行政機関情報公開法等の円滑な施行

規制に係る行政情報の公開を図り、規制の効果と負担について透明性を確保し、国民への説明責任を果たすため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の円滑な施行に引き続き努める。

⑥ 行政指導及び民民規制への取組

規制改革後において、規制に代わって競争制限的な行政指導が行われることのないよう、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」の趣旨を踏まえ、関係省庁は公正取引委員会と事前に所要の調整を図る。いわゆる民民規制の問題については、公正取引委員会は、独占禁止法違反行為に対し同法に基づき厳正に対処するほか、その実態を調査し、競争制限的な民間慣行についてその是正を図るとともに、その背後に競争制限的な行政指導が存在する場合には、公正取引委員会及び関係府省がその早急な見直しに取り組む。行政が何ら関与していない場合には、関係省庁は、関与していない旨を改めて周知するなど、責任の所在の明確化に努める。

（3）地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策

国においては地方分権の精神を十分尊重しつつ、国・地方を通ずる規制改革推進の観点から、地方公共団体に対し、積極的に規制改革に取り組むよう要請するとともに、国においても、地方公共団体における国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行う。

なお、公共サービス分野における地方公共団体の行う事務・事業について、地方自治の観点を尊重しつつ、逐次、これに関する民間の参入に向け取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、総務省は、優良事例を地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握し、公表する。

4 競争政策・法務・金融

1 競争政策

（１）競争政策の一層の強化【平成17年度実施（法案成立が前提）】

独占禁止法改正法案は、早期成立が期待されるが、独占禁止法の改正を待つまでもなく、既存の法令の枠組みを活用した取組みも極めて重要であって、特に、入札談合のみならず新規参入事業者の排除、価格カルテル等の独占禁止法違反行為は消費者利益一般に関わる問題であり、厳正かつ迅速に対処していくことが必要である。このため、公正取引委員会において、引き続き、独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化を図る必要がある。

規制改革・民間開放推進会議としては、審判の一層の迅速性、公平性や適正手続の確保のための体制整備等も早急に取り組むべき課題であると考えるが、当面の課題としては、独占禁止法が改正された場合において導入される制度への公正取引委員会の対応が挙げられる。独占禁止法が改正されれば、課徴金減免制度等の新しい制度が導入されることになるが、新制度がその効果を挙げるためには、事業者が当該制度を積極的に活用できるよう経済界を始めとする関係各層への周知が欠かせない。同時に、制度の透明性を確保する観点から、例えば、どのような時点でいかなる様式で独占禁止法違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行えば、課徴金の納付を命じない又は一部減額が認められる所要の要件を満たすことになるかを明確にすることで新制度の円滑な定着を図るように努めるべきであり、また、犯則調査権限を行使する部門と従来の行政調査権限を行使する部門の区別を明確にするなど、新制度の導入に当たって公正取引委員会において執行体制を整備しておく必要がある。

したがって、独占禁止法改正法案が成立した場合において、改正法の実効性を確保する観点から、課徴金減免制度等新たな制度について周知を図るとともに、公正取引委員会における執行体制を整備する。（Ⅲ競争ア①b）

（２）政府調達制度の運用等の改善【逐次実施、継続的に検討】

政府調達制度については、これまで改善のための継続的な取組みがなされ、政府は、規制改革・民間開放推進3か年計画（関係箇所）及び「平成16年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定しているが、引き続き、総合規制改革会議第3次答申を踏まえ、分割発注の運用改善、地域要件設定の運用改善、新規事業者に係る入札参加資格の在り方の検討等をはかる。（Ⅲ競争オ⑪⑫⑯）

(3) 景品・表示規制に関する検討【平成17年度以降引き続き検討】

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に基づく規制については、総付景品についてその在り方を見直すべきとの指摘があり、また、一般消費者に対するぎまんの表示は今日においてもなお後を絶たないことから、その規制の実効性を高めるべきとの指摘がある。同法に基づく規制については、これらの指摘があることも認識しつつ、消費者の適正な商品選択の確保等の観点からみて、ふさわしい方策を検討する。(Ⅲ競争イ(ウ)①)

2 金融

(1) 金融サービス(投資)法制の横断化【平成17年度以降逐次結論・措置】

我が国の金融・資本市場は、伝統的な間接金融から市場型間接金融へその軸足を移行することの重要性が説かれて久しい。最近では、企業再生ファンドなどの新しい金融の仕組みが登場し、将来は更に多様な資本市場を通じた金融形態が登場することが期待されている。しかし、法制度面においては、資本市場分野全般をカバーした投資者保護の法制が存在しないというのが現状であり、資本市場を通じた資金調達を一層活性化する観点からも、資本市場分野を横断的にカバーする基本法制の整備が強く求められる。

したがって、現在の証券取引法(昭和23年法律第25号)を改組して、銀行取引・保険取引以外の分野(=資本市場分野)を横断的にカバーできる投資者保護法制(投資サービス法〔仮称〕)を構築する。(Ⅲ金融ウ①)

(2) 各分野における個別事項

ア 銀行

① 信託財産に係る議決権保有規制の弾力化【平成17年度中に検討・結論】

銀行業を営む会社は、独占禁止法第11条第2項の認可を受けることにより、信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超保有することができ、その認可基準の一つとして公正取引委員会ガイドラインに「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」と定められているところである。しかしながら、認可後計画的に信託財産において増加割合1%の範囲内で議決権を取得したものの、予期せぬ自己株式の取得等により、年1%を超え、基準に抵触することが生じうる。

このような事態が生じた場合、保有株式の意図しないタイミングでの売却を余儀

なくされ、信託財産の効率的な運用が阻害される。また、これを想定して株式の取得に係る計画を1%より低めに設定すれば、信託財産として組み入れるべき株式の取得を制限することとなり、運用の自由度を狭めることになる。

したがって、「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という基準について、認可後計画的に信託財産において増加割合年1%の範囲内で議決権を取得したところ予期せぬ発行会社による自己株式の取得により年1%を超えるようなこととなったような場合も、一定の条件の下で例外的に許容することとするなど、基準の弾力化をはかる。(Ⅲ金融ア 25)

② 銀行による優先株の保有規制の緩和【平成17年度中に検討】

銀行による優先株の保有は、銀行法(昭和56年法律第59号)及び独占禁止法上、議決権がない限り特段の制限なく認められている。もっとも、優先株には、一定の条件で議決権が復活する条項や普通株への転換条項が付されているものも多く、優先株が普通株式に転換されるなどして、いわゆる5%ルール of 制約を受ける事態も想定される。このようなケースでも、銀行の請求によらない場合は例外的に5%を超える議決権の保有が認められているが、銀行による請求によって同様の状況が生じた場合には、独占禁止法では事前に認可を受けた場合には可能であるが、銀行法においてはこのような措置は認められていない。

近年、企業再建を目的とする優先株が大量に発行され、銀行を始めとする取引金融機関がその多くを引き受けている。銀行等は、企業再建が進んだ段階で、保有する優先株を転換可能期間中に普通株に転換して市場売却等を行うこととなるが、この時、銀行の請求により普通株に転換しようとしても、現行規制では5%を超えて普通株への転換ができないため、優先株を活用した事業再生の制約となっている。優先株から普通株に転換される株式は、銀行として処分する方針の株式であれば、売却まで一時的に保有することの弊害は少ないと考えられる。

したがって、現在、銀行法上の5%ルール of 例外として規定されている「優先株の普通株への転換」について、「銀行による転換請求による場合」を追加し、たとえば、銀行が「転換後の処分計画」を策定し、それについて事前の承認・認可を受けたような場合には、計画期間中の一定の議決権保有比率までの保有を可能とする。

(Ⅲ金融ア 26)

③ 信用金庫等による劣後債の発行【平成17年度中に検討】

信用金庫等の協同組織金融機関は、自己資本比率規制への対応はもとより、経営の健全性維持の観点から、自己資本の充実が要請されている。現行制度の下では、協同組織金融機関の自己資本充実策としては、普通出資、優先出資、劣後ローンの

3種類が認められているが、今後、リスクバッファーとしての自己資本の充実が、さらに重視されると想定される。このため、協同組織制度の理念に抵触しない範囲で、資本充実手段の多様化に向けた環境整備を図る必要性が高まっているといえる。

したがって、自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点から、協同組織金融制度の理念の範囲内での信用金庫等による劣後債の発行等の可否について検討する。(III金融イ①)

④ 信用保証協会保証付債権の譲渡範囲の拡大【平成17年度中に結論】

中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）は、信用保証協会保証付債権の譲渡の相手方を銀行等の金融機関と整理回収機構及び産業再生機構に限定しているが、債務者の再生を前提とした信用保証協会保証付債権の譲渡対象先を拡大することができれば、金融機関の不良債権の早期処理及び債務者の再生の一層の加速化が期待できる。現在、金融庁が策定したリレーションシップバンキングのアクションプログラムや金融再生プログラム等に基づき、各金融機関はデット型の再生ファンドやサービサー会社などを活用し、債務者の再生を図ることを積極的に企図しているが、金融機関側に売却ニーズがあるにもかかわらず、再生ファンドやサービサー会社に保証付債権の売却ができないことが、金融機関の不良債権の早期処理と債務者の再生にとって大きな阻害要因となっているとの指摘がある。一方で、再生ファンドやサービサー会社への譲渡の中小企業金融への影響について配慮すべきとの指摘もある。

したがって、譲渡先の範囲拡大、さらには、どのような条件の下に承認すべきかについて、審議会の議論等も踏まえ、早急に結論を得る。(III金融ア 27)

⑤ 子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁【平成17年度中に結論】

銀行等の子会社が営む信用保証業務については、金融監督庁・大蔵省告示第 9 号第 1 条（平成 10 年 11 月 24 日）によって、「事業者に対する事業の用に供する資金」が対象外とされている。現在、金融機関は個人事業主や中小企業事業者の資金ニーズに応えるべく、資金提供チャネルや貸出商品の多様化に努めているところであるが、当該規制はそうした努力の阻害要因との指摘もある。

銀行グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、あるいは金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小企業事業者を中心に資金調達の円滑化に資することが期待される。

したがって、銀行の子会社が営むことのできる業務として「債務の保証の内、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」を一定限度で認めることについ

て検討し、結論を得る。(Ⅲ金融ア⑥)

⑥ コミットメント・ライン契約の適用対象企業の拡大【平成17年度検討】

現状、特定融資枠契約（いわゆるコミットメント・ライン契約）に係る手数料が利息制限法（昭和 29 年法律第 100 号）並びに出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）（昭和 29 年法律第 195 号）上のみなし利息の適用除外となるのは、借主が①資本の額が 5 億円以上又は負債総額が 200 億円以上（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（商法特例法）（昭和 49 年法律第 22 号）第 1 条の 2 第 1 項）、②資本の額が 3 億円を超える株式会社、③特定債権等譲受業者（特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成 4 年法律第 77 号）第 2 条第 5 項）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項）、④特定目的会社（資産の流動化に関する法律第 2 条第 3 項）等である場合に限定されている。このため、銀行借入れを主たる資金調達とする中小企業等は、コミットメント・ライン契約を利用できない状況にある。

コミットメント・ライン契約は、既に適用対象とされている大企業等のみならず、中小企業等においても有益な資金調達手段と考えられるため、現行の借主の範囲から中小企業等を一律に排除していることについては検討の余地がある。

したがって、コミットメント・ライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の範囲については、利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、中小企業（資本金 3 億円以下）に加え、①地方公共団体、②独立行政法人、③学校法人、④医療法人、⑤共済組合、⑥消費生活協同組合、⑦市街地再開発組合、⑧特別目的会社（「証券取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）第 17 条の 2 第 2 項第 3 号及び同条第 3 項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人）にも拡大することが可能であるか否かを検討する。(Ⅲ金融ア②)

イ 証券

① 投資法人の資金調達手段の多様化【平成17年度検討、平成18年度結論】

現在、投資法人の資金調達手段として、借入金及び投資法人債の発行が認められている。しかしながら、投資法人の資金ニーズは多様化しており借入金及び投資法人債の発行では、超短期の資金ニーズ等に対応することが難しくなっている。また投資法人の性質上、調達コストの低減は大きな課題であり、ひいては投資家の利益につながるものである。

したがって、このようなニーズを踏まえた上で、投資法人が発行できる債券とし

て、投資法人債に加えC Pの発行を可能とすることについて検討し、結論を得る。
(Ⅲ金融ウ⑩)

② 外国で上場されている「外国投資信託」「外国投資証券」の国内販売における規制緩和【平成18年度検討・結論】

外国で上場されている「外国投資信託」「外国投資証券」の中には、E T F・R E I T等国内で募集・売出が行われていないものであっても適格投資家等において一定の強い購入ニーズがある。しかしながら、国内で届出がなされていない外国投資信託等については、国内の証券会社は募集、売買、媒介、取次等を行うことができない。そのため機関投資家等が外国投資信託等を購入する際には国内証券会社を通じた売買の発注ができず、やむなく外国の現地証券会社に直接発注せざるを得ない。その結果、国内証券会社への発注と比較して、多くの手続・コストが掛かるため、効率的な資産運用を阻害する要因となっており、投資家の利益を害するものとなっている。

一方、一般投資家保護の観点からかんがみると、外国投資信託等についても、国内投資信託等と同様に、投資信託約款等の届出制度により、販売差止等の一定の投資家保護措置の手段を確保する必要がある点にも留意する必要がある。

したがって、投資サービス法における議論を踏まえつつ、投資に係る専門的な知識、経験を十分に有している適格投資家等に売買を限定する場合やE T F・R E I T等海外の市場に上場している投資信託等に限定する場合など、投資家・外国投資信託等の投資商品等に一定の条件を付した上で、外国発行者による事前届出義務及び、運用報告書の交付義務の在り方について検討し、結論を得る。(Ⅲ金融ウ 28)

③ 財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引規制の緩和【平成17年度検討】

信託業務を営む金融機関は、信託財産について、信託受託者の恣意性の入らない一定の要件を基に限定的にインターナル・クロス取引を行い、取引コストの削減、価格変動リスクの削減等顧客の利益を図ってきたところである。

平成 15 年の投資顧問業法の改正により、信託業務を営む金融機関が投資一任に係る業務を兼営することが可能となり、投資一任契約に基づき運用指図を行う場合には、投資顧問業法が適用されることとなるが、インターナル・クロス取引は、同一の運用者が複数の受託した財産間で有価証券売買の運用指図を行うものであり、同法においては、同取引を行う場合、利益相反行為を防止する観点から、あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を必要としている。

しかしながら、パッシブ・ファンド等運用者の恣意性の入らない運用指図を行う際にまで、あらかじめ個別取引ごとに双方の顧客の同意を必要とすることは、取引コストの増加に繋がりひいては投資家の利益を害するものである。

したがって、投資家保護の観点や他の法令における同種の規制との整合性に留意しつつ、一定の弊害防止措置を講じた上で、パッシブ・ファンド等恣意的裁量の入る余地がない場合におけるインターナル・クロス取引を行う場合については、「あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意」を得るとの要件について検討を行う。

(Ⅲ金融ウ 29)

ウ 保険

① 保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全【第 162 回国会に法案提出】

生命保険会社が経営破綻した場合、現行では一般勘定、特別勘定とも同等に扱われる。しかし、特別勘定が設定された保険商品のうち死亡保険金、年金原資等の最低保証のないものについては、その価額変動リスクを基本的に顧客が負うこととなっており、当該生命保険会社の経営破綻の原因とは認めがたいと言えるものである。

したがって、特別勘定が設定された保険商品のうち最低保証のないものについては、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権を保護する措置を講ずる。(Ⅲ金融エ ①)

② 複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し【第 162 回国会に法案提出】

保険業法において保険会社の従属業務子会社は「主として当該保険会社又はその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいる会社」とされ、親保険会社とその子会社からの収入の額の合計額が総収入額の 50%以上でなければならないといういわゆる収入依存度規制が課せられており、複数の保険会社が福利厚生に関する事務業務や印刷業務といった従属業務を営む子会社等を共同設立し、各々当該業務をアウトソーシングすることは認められていない。

一方、昨年金融庁より公表された中小・地域金融機関に係る「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、平成 16 年度末までに行政が取り組むべき取組として「金融機関の経営の合理化を促進するため、顧客保護等適切な運営に十分配慮しつつ、(中略)、システム関連等の従属業務を営む子会社の共同設立等について検討を行う」とされているところであり、保険会社についても、経営の効率化を促進する観点からは、これを認めることについて検討す

ることが望ましい。

その際、複数の保険会社で共同保有する場合のみ収入依存度規制を緩和することについて、事業の大半が自己と関係ない者からの収入となる他業子会社を持つことになる場合には他業禁止の趣旨やリスク管理の観点からの検討が必要であり、また、保険会社と保険会社以外の会社で共同保有する場合との差異を設けることが適切かという点についても整理が必要である。

したがって、どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないかということを踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする。(Ⅲ金融エ⑮)

③ 保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁【平成17年度中に検討】

保険会社における業務は、企業年金関連業務、遺族保障関連業務等において、信託業務との関連性・親近性を有しており、保険会社本体による信託業務の代理または事務代行を認めることについて、既に信託兼営法に基づいて信託業務の代理等が認められていた銀行等との比較においても、問題は少ないものと考えられる。しかるに、主要な金融機関の中で、保険会社のみが信託業務の代理等を行うことを認められていない。

さらに、今般、信託業法が改正され、信託サービスの利用者の窓口拡大を図るべく信託契約代理店制度が整備されたことにより、信託契約の代理又は媒介が広く認められることとなった。

したがって、保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、速やかに検討を行う。(Ⅲ金融エ⑯)

④ 保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘【平成17年度中に検討開始】

生命保険会社は企業年金保険の引受けを通じて企業年金制度に精通していると言えるところ、現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であるが、投資顧問契約等の勧誘を行うことは認められておらず、企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問契約等に対する潜在的ニーズがあることから、これらのニーズにより能動的に対応するため、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上及び保険会社のエクセスクャパシティ活用のために有効であるとの指摘がある。

一方、投資顧問業者が顧客を勧誘する際の行為規制として、損失の全部又は一部を負担することを約すること等が禁止されている趣旨を踏まえれば、契約の当事者であり、その運用に責任を負うべき投資顧問業者自身が勧誘を行うべきであるとも

考えられる。また、上記のとおり生命保険会社が企業年金制度に精通しているとしても、投資顧問業者に代わる地位に立つ場合には新たな事業リスクを引き受けることとなること等に留意が必要である。

したがって、金融審議会において投資サービスの勧誘主体についての検討が行われる予定であることを踏まえ、保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う。(Ⅲ金融エ⑰)

⑤ 保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁【平成 17 年度中に検討】

保険会社は、登録金融機関として投資信託委託業者と投信販社契約を締結し、投資信託の募集・販売等を行っているため、投資信託の募集・販売等のノウハウを有しており、保険会社がその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投資商品を提示できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャンパシティ活用の観点から有効ではあるとの指摘がある。

他方、保険会社は、投資信託の募集・販売等を受託しているに止まり、投資信託委託業者に代わる地位に立つ場合には新たな事業リスクを引き受けることとなること等に留意が必要である。

したがって、保険会社本体が投信販社契約締結の代理もしくは媒介を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。(Ⅲ金融エ⑱)

⑥ 保険会社本体・子会社による証券仲介業者事務支援業務の解禁【平成 17 年度中に検討】

保険会社は保険業法第 100 条において保険業、付随業務及び法定他業以外の事業を営むことは禁止されているが、平成 16 年 4 月から証券仲介業者制度が創設され、一般事業会社は本体で、金融機関は子会社形態で、証券仲介業者を営むことが可能となった。また 12 月からは金融機関本体でも証券仲介業を営むことが認められた。顧客企業、代理店販売網等多くの取引先を有する保険会社にとっては、取引先事業会社等が証券仲介業に参入するにあたり、「証券仲介業の資格取得支援業務」や「証券会社への書類の取次」等、証券仲介業者である取引先の事務支援を要請されることが想定されている。

証券仲介業者事務支援業務については、「投資顧問業者の投資顧問業及び投資一任

契約に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行」等の事務代行について周辺業務のみが付随業務として認められていることや、事務ガイドラインにあるその他付随業務の取扱いに照らしても保険会社の行うことのできる業務として認めることが考えられる。

他方、証券仲介業者事務支援業務には多様なものがあり、その担い手の責任や資格も一律には論じられないこと、保険会社やその子会社が、証券会社からの委託を受けて証券仲介業を行うことができるからといって、証券仲介業者事務支援業務によるリスクを引き受けても問題がないとはいえないことに留意が必要である。

したがって、保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が「証券仲介業者事務支援業務」を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社及びその子会社の業務の在り方を踏まえつつ、検討する。(III金融エ⑬)

⑦ 保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を営む保険会社の子会社等による兼営業務の拡大【平成 17 年度以降検討】

保険料の収納事務、保険金等の支払事務といった「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が併せ行うことができる業務については、金融関連業務のなかでも、保険事故の調査等に特に限定されている。

その範囲については、規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）を踏まえ、昨年 7 月の保険業法施行規則の改正により拡大されたところであるが、更に、今般保険会社本体で業務を行うことが認められた証券仲介業もこれに含めることが考えられる。

他方、証券仲介業は保険会社本体について法定他業として認められているものであり、保険業に係る業務の代理又は事務の代行を行う子会社にとっては全く新たな事業リスクを引き受けることとなることに留意が必要である。

したがって、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が証券仲介業を併せ行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や業務範囲規制（本件子会社の業務が特に限定されていることを含む。）等の保険会社の子会社の業務の在り方を踏まえつつ、検討する。(III金融エ⑭)

エ 共済事業に関するルール整備

① 根拠法のない共済に対する消費者保護ルールの整備【第162回国会に法案提出】

日常生活や事業活動における様々なリスクに対処するための方法として、保険や共済がある。共済は、本来、特定の者によって構成された団体が自発的な相互扶助

を基本として、共同でこれらのリスクに対し基金を形成することを目的とするものであり、根拠法を有するものと根拠法のないものが混在している。特に近年、根拠法のない共済が急増し、大規模なものや多様な形態のものが次々と現れているところである。しかしながら、これら根拠法のない共済については、事実上不特定の者を相手方とし、共済本来の趣旨である「自治に基づく相互扶助」に止まらないとみられるものも存在するなど、保険業との区分が明確でなく、また、監督官庁もなくその実態が不透明なことから、消費者保護の観点から一定の規制が必要といった指摘がなされている。

したがって、保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用し、消費者保護の観点から、一定の財産的基礎を要件とする登録制、募集規制（虚偽の表示等の禁止、募集人登録等）等を導入する等、早急に制度の整備をする。（Ⅲ金融エ 28）

7 金融関係

ア 銀行

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
①長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し (金融庁)	長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフットィングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討し、結論を得る。	計画・金融ア①	検討	検討	
②特定融資枠契約(コミットメント・ライン契約)の借主範囲の拡大 (法務省、金融庁)	コミットメント・ライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の範囲については、利息制限法及び出資法の趣旨を踏まえつつ、中小企業(資本金3億円以下)に加え、①地方公共団体、②独立行政法人、③学校法人、④医療法人、⑤共済組合、⑥消費生活協同組合、⑦市街地再開発組合、⑧特別目的会社(「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)にも拡大することが可能であるか否かを検討する。	計画・金融ア②、重点・金融(2)ア⑥	検討	検討	
③自己競落による競落の仕組みの検討(競落対象物件の拡大) (金融庁)	銀行のほか業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえた上で、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。	計画・金融ア③	検討	結論	
④銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REITを含む全ての上場した	上場投信の取扱制限の撤廃は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から、証券取引法第65条の趣旨や投資者保護の観点も踏まえて検討し、結論を得る。【証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平	計画・金融ア④	措置済 (12月施行)		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
投資信託受益証券及び投資証券の取扱制限の撤廃 (金融庁)	成16年政令第354号】				
⑤銀行による証券仲介業務の解禁 (金融庁)	銀行と証券の連携強化に関して、第159回通常国会に法案提出を行う。【証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）】	計画・金融ア⑤	措置済 (12月施行)		
⑥信用保証業務を営む子会社等の業務範囲の拡大 (金融庁)	銀行の子会社が営むことのできる業務として「債務の保証の内、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」を一定限度で認めることについて検討し、結論を得る。	計画・金融ア⑥、重点・金融(2)ア⑤	検討	結論	
⑦銀行代理店に係る諸規制の緩和 (金融庁)	定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことについて、顧客の利便性や銀行経営の効率を高める観点から、検討を行う。	別表3-15		検討	
⑧店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化 (金融庁)	為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について平成16年度中に検討を行い、措置する。	計画・金融ア⑧	内閣府令改正予定		
⑨銀行における収入依存度規制の更なる緩和(共同従属会社の設立の容認) (金融庁)	共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行のほか業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方等を踏まえつつ検討を行う。	計画・金融ア⑨	第162回国会に法案提出予定		
⑩銀行子会社	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依	計画・金	検討開	結論	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃等 (金融庁)	存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行のほか業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。	融ア⑩	始		
⑪「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせんの解禁 (経済産業省)	産業構造審議会割賦販売分科会中間報告(平成14年12月)における提言の内容を踏まえて、銀行によるリボルビング方式及び総合方式のクレジットカード事業について、実現のための措置を講ずる。	計画・金融ア⑪	措置済 (4月)		
⑫信託業規制の見直し(信託会社の一般事業法人への解禁等) (金融庁)	信託会社の参入基準や行為規制を整備し、信託会社を解禁する。 また、信託銀行に認められている信託代理店を出すことを信託会社についても認めるとともに、その範囲を現行の金融機関及び商工中金にとどまらず、幅広く認める。【信託業法(平成16年12月3日法律第154号)】	計画・金融ア⑫	措置済 (12月施行)		
⑬信託業法における受託財産制限の緩和 (金融庁)	特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産権に追加する。【信託業法(平成16年12月3日法律第154号)】	計画・金融ア⑬	措置済 (12月施行)		
⑭信託業務の姿を取り扱う施設・設備(「信託専門店舗等」という)の設置の可能性、及び信託専門店舗等は銀行	銀行法上の位置付け、顧客誤認防止の観点及び信託業法等の改正内容などを踏まえて、具体的な見直しの方向性について検討を行い、改正信託業法等の施行までに結論を得る。【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第108号)】【信託会社等に関する総合的な監督指針(平成16年12月28日)】	計画・金融ア⑭	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
法上の営業所に係る休日・営業時間の規制の適用がないことの明確化 (金融庁)					
⑮信託銀行への投資一任業務の解禁 (金融庁)	信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。【証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年法律第54号）】	計画・金融ア⑮	措置済 (4月施行)		
⑯信託兼営金融機関に対する投資一任業務の解禁 (金融庁)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号）を改正して、投資顧問業法施行時に投資顧問業を営んでいた信託兼営金融機関以外の信託兼営金融機関も投資一任業務を行えるようにする。【金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第16号）】	計画・金融ア⑯	措置済 (4月施行)		
⑰資産流動化に際しての信託宣言の許容 (法務省)	資産流動化に際しての信託宣言の許容に関して検討し結論を得る。	計画・金融ア⑰		検討・結論	
⑱更なる信託スキームの活用にあ資する商事（営業）信託関連法制の見直し (金融庁、法務省)	更なる信託スキームの活用にあ資する商事（営業）信託関連法制の見直しを行う。	計画・金融ア⑱		検討・結論	
⑲信託法第58条の見直し	S P C法の特典持分信託に關して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得	計画・金融ア⑲		検討・結論	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(金融庁、法務省)	る。				
②⑩業態間の相互参入 (金融庁)	業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う。	計画・金融ア②⑩	16年度以降検討・結論（結論を得たものから逐次措置）		
21株式会社の資本減少、準備金減少の際の債権者保護手続における個別催告の省略 (法務省)	株式会社の資本減少、準備金減少について、官報公告に加えて、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は電子公告がされた場合には、個別催告を省略する。 【電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律】（平成16年法律第87号）】	計画・金融ア21	措置済（2月施行）		
22信託業務における媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備 (金融庁)	信託契約の取次ぎ又は代理を行う者の範囲に係る信託業法等の改正法案を踏まえ、媒介・代理業に関する事務ガイドライン整備を行う。【信託会社等に関する総合的な監督指針（平成16年12月28日）】	計画・金融ア22	措置済		
23タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化 (金融庁)	「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（要請）」に係る調査表の提出を廃止する。【タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（調査表の廃止）（平成17年2月24日）】	別表2-8	措置済		
24銀行持株会社及び銀行による届出手続の簡素化 (金融庁)	銀行と銀行持株会社が同一の子会社、関連会社について重複して行う届出については、事務の簡素化の観点から、運用面の見直しを検討し、結論を得る。	別表3-6		検討・結論	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
25信託財産に係る議決権保有規制の弾力化 (公正取引委員会)	「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下であること」という基準について、認可後計画的に信託財産において増加割合年1%の範囲内で議決権を取得したところ予期せぬ発行会社による自己株式の取得により年1%を超えるようなこととなったような場合も、一定の条件の下で例外的に許容することとするなど、基準の弾力化をはかる。	重点・金融 (2) ア①		検討・結論	
26銀行による優先株の保有規制の緩和 (金融庁)	現在、銀行法上の5%ルールの特例として規定されている「優先株の普通株への転換」について、「銀行による転換請求による場合」を追加し、たとえば、銀行が「転換後の処分計画」を策定し、それについて事前の承認・認可を受けたような場合には、計画期間中の一定の議決権保有比率までの保有を可能とする。	重点・金融 (2) ア②		検討	
27信用保証協会保証付債権の譲渡範囲の拡大 (経済産業省)	譲渡先の範囲拡大、さらには、どのような条件の下に承認すべきかについて、審議会の議論も踏まえ、関係省庁と調整の上、早急に結論を得る。	重点・金融 (2) ア④		結論	

イ 協同組織金融機関

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
①信用金庫等による劣後債の発行 (金融庁)	自己資本の充実を通じた経営基盤の強化を図る観点から、協同組織金融制度の理念の範囲内での信用金庫等による劣後債の発行等の可否について検討する。	計画・金融 イ①、重点・金融 (2) ア③	検討	検討	
②信用金庫の会員資格の見直し (金融庁)	信用金庫が地域経済において引き続きその役割を発揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	計画・金融 イ②	検討	検討	
③協金法第2条第3項に基づく「自己	金融機関の経営の健全性確保、信用組合における当該規制の意義等の観点から、当該規定を廃止する方向で検討を行い、16年度中に結論を得る。	計画・金融 イ③	検討・結論	結論	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
資本率規制」の廃止 (金融庁)					
④員外貸出先の拡充 (金融庁)	P F I 法上の「選定事業者」を員外貸出先に加えることについて、信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められている中、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討を行う。	計画・金融イ④	検討開始	結論	
⑤一般職員の兼業・兼職制限の廃止 (金融庁)	兼職兼業規制について、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討する。	計画・金融イ⑤	検討開始	結論	
⑥信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応 (金融庁)	信用金庫における計算書類、定款、理事会の議事録・会員名簿の電磁的記録による作成や保存が可能となるよう措置する。【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）】	別表2-9	措置済（4月施行予定）		

ウ 証券

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
①金融サービス（投資）法 制の横断化 (金融庁)	現在の証券取引法を改組して、銀行取引・保険取引以外の分野（＝資本市場分野）を横断的にカバーできる投資者保護法制（投資サービス法〔仮称〕）を構築する。	重点・金融（1）〔計画・金融ウ①〕		逐次結論・措置	
②証券決済の基盤整備のための国際私法上の手当て (法務省)	間接保有証券取引の準拠法に関する条約の成立を踏まえ、証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン（証券を保管する業者）等の所在地の法によるなど、法例の特別規定を設けることにつ	計画・金融ウ②	検討	17年度以降引続き 検討・結論	

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	いて引き続き法制審議会において検討し、結論を得る。				
③信託受益権の有価証券化及び振替制度の対象化 (法務省・金融庁)	信託受益権を有価証券として取り扱うことについて、現行法制化における種々の問題点の把握や分析を行った上で、平成17年度中に所要の結論を得る。	別表3-12		検討・結論	
	また、仮に、信託受益権を有価証券として取り扱うことが可能であるとされた場合においては、振替制度の対象とすることについて速やかに検討を開始し、所要の結論を得る。		17年度以降検討・結論		
④有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大 (金融庁)	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加えることについて、有価証券市場において問題がないことを確認の上、関係法令の改正を17年中に実施する。	別表1-23		措置	
⑤証券取引法における「子法人等」の定義の改正 (金融庁)	証券取引法における「子法人等」と他法令における「子会社」等の定義の相違については、それぞれの規制の趣旨等を踏まえて検討し、平成17年度中に結論を得る。 【金融機関の証券業務に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第92号）】	計画・金融ウ③、 別表3-9	一部措置済 (12月施行)	検討・結論	
⑥証券会社口座における株式配当金の受領について (金融庁)	証券会社の付随業務に自社顧客の株式配当金の代理受領業務が含まれると解釈することを明確にする。	別表2-10	措置済 (12月)		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
⑦外国証券会社 の取引に係る規制の 見直し (金融庁)	外国証券会社の親企業等からの注文に係る「取引一任勘定取引の禁止」については、海外関連会社のための取引に限定した上で、注文の4要素(売買の別、銘柄、価格、数)の全てについて証券会社が定めることを可能とすることについて結論を得、所要の措置を講ずる。 【証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第55号)】	計画・金融ウ④	措置済 (6月施行)		
⑧公開買付け の適用除外 範囲の拡大 (金融庁)	「3分の1ルール(強制的公開買付制度)」において適用除外としている「総株主の議決権の100分の50以上」基準については、公開買付者の自己名義で所有している株券等に係る議決権だけでなく、公開買付者とその特別関係者が所有する株券等に係る議決権により判断するものとし、所要の措置を講ずる。 【証券取引法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第354号)】	計画・金融ウ⑤	措置済 (12月施行)		
⑨証券取引法 上の適格機 関投資家の 範囲拡大 (金融庁)	事業会社の適格機関投資家要件を緩和すること及び個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることについて、これまでに実施した措置による対象拡大の実情等を評価した上で検討を行う。	別表3-8		検討	
⑩適格機関投 資家の申請 手続の緩和 (金融庁)	適格機関投資家に係る届出期間を現行の年1回(7月)から年2回(7月及び1月)とするともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とし、所要の措置を講ずる。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】	計画・金融ウ⑥	措置済 (12月施行)		
	更なる届出期間の見直しについては、本措置後の適格機関投資家に係る届出の動向や適格機関投資家になることを希望する者のニーズ等を踏まえ、平成17年度以降に検討する。		17年度以降検討		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
⑪有価証券の 私募に関する 規制の見直し (金融庁)	a 少数私募及びプロ私募の社債の券面記載要件について、転売制限等の制限を券面自体に記載するのではなく、別の書面によって譲渡制限を通知する等の代替手段も可能とするよう、所要の措置を講ずる。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）】	計画・金融ウ⑦a	措置済 （12月施行）		
	b 証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）で定める「同一種類のほかの有価証券」の定義を改正して、私募の要件を満たしているか否かを判断する際の通算の対象となる有価証券の範囲を明確化する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）】	計画・金融ウ⑦b	措置済 （12月施行）		
⑫社債の発行 登録制度にお ける訂正発行 登録書提出基 準の緩和 (金融庁)	例えば「取引先金融機関の名称変更」等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事項変更については訂正発行登録書の提出を不要とする等、平成16年度の早期に、訂正発行登録書の提出基準を緩和する。 【企業内容等開示ガイドライン（平成16年12月1日）】	計画・金融ウ⑧	措置済 （12月改正）		
⑬社振法にお ける「短期社 債」の要件見 直し (法務省・金融 庁)	短期社債の発行における総額引受要件について会社法の整備の一環として廃止の方向で見直しを行い、平成16年度中に法案提出を行う。 (第162回国会に関係法案提出)	別表2 -13	法案提出	措置	
⑭投資法人に よる参照方式 ・発行登録制 度の利用の容 認 (金融庁)	発行者である投資法人の情報が十分に周知されていると認められる投資証券については、発行登録制度及び参照方式の有価証券届出書を利用することを可能とするよう、所要の措置を講ずる。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）】	計画・金融ウ⑨	措置済 （12月施行）		
⑮SPCによ	資産流動化証券についても、発行登録制度の利	計画・金	検討	検討	

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
る発行登録制度の利用の容認 (金融庁)	用を可能とすることについて検討する。	融ウ⑩			
⑯投資法人の資金調達手段の多様化 (金融庁)	投資法人のC Pの発行について、投資法人のニーズや投資家保護の観点等を踏まえた上で、検討を行い、結論を得る。	重点・金融 (2) イ ①、別表 3-10		検討	結論
⑰投資信託の統合のための規定の整備 (金融庁)	投資信託の統合について、投資家保護等に留意しつつ、信託法の改正や金融審議会における集団投資スキームについての議論を踏まえ、平成 17 年度中に検討を開始する。	別 表 3 -11		検 討 開 始	
⑱有価証券届出書等の記載事項の見直し (金融庁)	近年の株式公開や上場時における株主状況の多様性等を勘案した上で、現在、上位100名程度の株主の氏名や住所等を記載することとされている有価証券届出書等における株主状況記載基準を緩和する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）】	計画・金融ウ⑪	措 置 済 （12 月 施行）		
⑲ブックビルディング等に係る有価証券届出書における申込期間の記載の明確化 (金融庁)	有価証券届出書様式の記載事項である「申込期間」を「申込期日又は期間」とし、所要の措置を講ずる。	計画・金融ウ⑫	措置済		
⑳公募増資の際の有価証券届出書の提出義務が発生する対象期間の短縮 (金融庁)	企業の資金調達の円滑化の観点から、公募増資の際の有価証券届出書提出の要否の基準となる対象期間について、現行の2年から1年に短縮する。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）】	計画・金融ウ⑬	措 置 済 （12 月 施行）		

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
21 有価証券報告書の提出義務の緩和 (金融庁)	かつて有価証券の募集を行い、その後長期間にわたり有価証券を発行していない未上場・未登録会社に係る有価証券報告書の提出免除要件の拡大について、実態等を把握した上で、検討を行う。	計画・金融ウ⑭	検討	検討	
22 目論見書等の電磁的方法による提供における要件の明確化 (金融庁) ＜ITウ⑨に再掲＞	証券取引法に規定する交付書類（目論見書等）の電磁的方法による提供が認められるための要件である①当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、②顧客が閲覧していたことの確認、については、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段が可能と解されているが、法令等解釈を明確化する。	計画・金融ウ⑮	措置済		
23 目論見書の電磁的方法による提供における記載事項維持要件の緩和 (金融庁) ＜ITウ⑩に再掲＞	目論見書を電磁的方法により提供する際、5年間の記載事項の維持が要件とされているが、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法、その他の方法によることができることとする。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第91号）】	計画・金融ウ⑯	措置済 （12月施行）		
24 投資証券に関する大量保有報告制度の導入 (金融庁)	投資証券を大量保有報告制度の対象とすることについて、金融審議会等で平成17年度中に検討を開始する。	別表3-7		検討開始	
25 投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し (金融庁)	過去の運用実績や評価会社の評価などの販売用資料が「目論見書と異なる内容の表示」に該当しない場合には、目論見書の交付前における使用が可能である旨を明確化するよう、平成16年度中に措置する。 【企業内容等開示ガイドライン（平成16年12月1日）】	計画・金融ウ⑰	措置済 （12月改正）		
26 英語での情報開示及び	証券取引法に基づく開示制度については、日本語のみとされているところであるが、英語による	計画・金融ウ⑱	法案提出	措置	

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
書類の提出の容認 (金融庁)	ディスクロージャーを可能とするよう、金融審議会において検討を行い、措置する。 (第162回国会に関係法案提出)				
27 グローバル E T F の募集の取扱い等の届出等の際の訳文の添付の省略 (金融庁)	グローバル E T F の情報開示については、日本語のみとされているところであるが、届出時の添付書類の英語による提出を可能とするよう、投資家保護上の問題に配慮しつつ、英語によるディスクロージャーを可能とする証券取引法の改正にあわせて措置する。	計画・金融ウ⑨		措置	
28 外国で上場されている「外国投資信託」「外国投資証券」の国内販売における規制緩和 (金融庁)	投資サービス法における議論を踏まえつつ、投資家・外国投資信託等の投資商品等に一定の条件を付した上で、外国発行者による事前届出義務及び、運用報告書の交付義務の在り方について検討し、結論を得る。	重点・金融 (2) イ②			検討・結論
29 財産の効率的運用に資するインターナショナル・クロス取引規制の緩和 (金融庁)	一定の弊害防止措置を講じた上で、パッシブ・ファンド等恣意的裁量の入る余地がない場合におけるインターナショナル・クロス取引を行う場合については、「個別の取引ごとの顧客の同意」を得るとの要件について検討を行う。	重点・金融 (2) イ③		検討	

エ 保険

事項名	措置内容	当初計画等との 関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
① 保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	特別勘定が設定された保険商品のうち最低保証のないものについては、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係	重点・金融 (2) ウ① 〔計画・金融	法案提出		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
(金融庁)	請求権を保護する措置を講ずる。 (第162回国会に関係法案提出)	エ①]			
②特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施 (金融庁)	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する。	計画・金融 エ②	検討	検討	
③損害保険に関する契約者保護制度の見直し (金融庁)	損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえた上で、損害保険に関する契約者保護制度の見直しについて結論を得、所要の措置を講ずる。 (第162回国会に関係法案提出)	計画・金融 エ③	法 案 提 出	措 置	
④保険契約移転時における移転単位の見直し (金融庁)	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保の観点から踏まえ、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。	計画・金融 エ④	検討	結論	
⑤保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化 (金融庁)	保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討する。	計画・金融 エ⑤	検討	検討	
⑥保険商品審査期間の一層の短縮 (金融庁)	現行90日とされている保険商品の審査期間については、当該認可申請・届出が定型化された簡易なものである等、短期間での審査が可能であるものである場合には原則60日とする短縮が図られているが、消費者ニーズに対応する商品開発の迅速化に資する観点から、審査期間の更なる短縮について引き続き努力する。	計画・金融 エ⑥	逐次実施		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
⑦保険商品審査基準の透明性確保 (金融庁)	審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請及び届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について充実を図る。	計画・金融 融エ⑦	逐次実施		
⑧企業向け自動車保険における特約自由方式の対象範囲の拡大 (金融庁)	市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするとの観点から、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる特約自由方式について、自動車保険のフリート契約（自ら所有・使用する自動車の保険契約締結台数が10台以上となる契約）における現行対象範囲を拡大することについて結論を得、所要の措置を講ずる。	計画・金融 融エ⑧	検討・結論	措置（平成17年度前半ガイドライン改正）	
⑨届出制対象保険種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行 (金融庁)	届出対象の保険商品については、商品審査に係る事業方法書記載事項の変更を全て届出により可能とするよう、所要の措置を講ずる。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第62号）】	計画・金融 融エ⑨	措置済（7月施行）		
⑩銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和 (金融庁)	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。	計画・金融 融エ⑩	結論を踏まえ措置	実施	
⑪生命保険の構成員契約規制 (金融庁)	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。	計画・金融 融エ⑪	検討	検討	
⑫保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は	本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということのを個々に検証した上で、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等が、 a 危険及び損害の防止・軽減又は損害規模等の	計画・金融 融エ⑫	措置済（7月施行）		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
事務の代行」 との兼営可能業務の拡大 (金融庁)	評価のための調査・分析・助言業務 b 健康・福祉・医療に関する調査・分析・助言業務 c 保険事故の報告取次、保険契約の相談業務 d 自動車修理業者などの斡旋・紹介業務 e 保険業に関するプログラムの作成や販売を行う業務、計算受託業務 f 個人の財産形成に関する相談業務 g データ処理業務 といった業務を同一の会社で営むことについて検討する。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第62号)】				
⑬保険会社の「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う子会社による証券仲介業の兼営 (金融庁)	当該業務の担い手の在り方や、業務範囲規制(本件子会社の業務が特に限定されていることを含む。)等の保険会社の子会社の業務の在り方を踏まえつつ、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が証券仲介業を併せ営むことの是非について、検討する。	重点・金融(2)ウ⑦		17年度以降検討	
⑭従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大 (金融庁)	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討する。	計画・金融エ⑬	検討	検討	
⑮複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依	どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題が無いかということ踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする。 (第162回国会に関係法案提出)	重点・金融(2)ウ②〔計画・金融エ⑭〕	法案提出		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
存度規制の見直し (金融庁)					
⑯保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁 (金融庁)	保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、速やかに検討を行う。	重点・金融 (2) ウ ③ [計画・金融エ⑮]	検討	検討	
⑰保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘 (金融庁)	金融審議会において投資サービスの勧誘主体についての検討が行われる予定であることを踏まえ、保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う。	重点・金融 (2) ウ ④		検討開始	
⑱保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁 (金融庁)	保険会社本体が投信販社契約締結の代理もしくは媒介を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。	重点・金融 (2) ウ ⑤		検討	
⑲保険会社本体・子会社による証券仲介業者支援業務の解禁 (金融庁)	保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が「証券仲介業者事務支援業務」を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社及びその子会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。	重点・金融 (2) ウ ⑥		検討	
⑳保険代理店の登録制度における特例措置 (金融庁)	保険契約者の利便の向上の観点から、個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを図りつつ、電子化実施後も同様の運用で対応する。	計画・金融エ⑯、別表1－15	一部措置済 (1月)	措置	
	また、一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、		16年度以降に検討		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討する。				
21変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルール（金融庁）	変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルールを明確化することについて、日本アクチュアリー会における検討結果を踏まえ、平成16年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。 【保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第83号）】 【保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する告示（平成16年金融庁告示第56号）】	計画・金融エ⑰	一部措置済（10月施行）	措置（4月施行予定）	
22保険業法上の主要株主規制の整理・緩和（金融庁）	「保険会社としての定款変更の届出」と「（他の保険会社の）主要株主としての定款変更の届出」を同時に行う場合、当該届出を行う保険会社からの届出があれば、届出の趣旨を明確にした上で重複する提出書類について一組の提出で可とするよう運用上の対応を行うこととする。	別表1－21	措置済		
23保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化（金融庁）	保険議決権大量保有者が提出を行う「変更報告書」の提出事由に関し、保険会社が自社株を購入した等の適当と認められる事由による場合には提出期限を緩和することとする。	別表2－11		措置	
24保険会社が外国で営業免許を申請する際の必要書類発行手続の明確化（金融庁）	外国当局が求める提出書類等について調査したうえ、ルールの明確化を行う。 【金融庁監督局保険課長通知（平成16年11月10日）】	別表1－16	措置済		
25商品自動車	商品自動車の保険期間を現行の6ヶ月以内か	別表5		措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
の回送運行における自動車損害賠償責任保険期間の延長 (金融庁、国土交通省)	ら1年以内に延長することについては、自動車損害賠償保障法施行規則の改正を前提に、自動車損害賠償責任保険審議会に自動車損害賠償責任保険料基準料率の改正案を諮問し、同審議会からの答申を受け、同基準料率の改正を措置する。	-303			
26生命保険会社による前払式証票の発行に係る発行保証金の保全契約締結業務の解禁 (金融庁)	16年度末までに、前払式証票の規制等に関する法律施行規則第16条の改正により、発行保証金の供託に代わる保全契約締結の相手方である金融機関として、債務保証を行う保険会社を追加する。 【前払式証票の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成16年内閣府令第88号）】	別表1 -19	措置済 (11月施行)		
27骨髄移植ドナーに対する生命保険給付について (金融庁)	保険要件として必要な、偶然性の確保、モラルリスクの排除などについて確認した上で、骨髄採取手術が保険業法上の保険として引受けを行えるよう、平成16年度中にできるだけ速やかに関係府令の改正を実施する。	別表1 -20	措置済 (平成17年3月施行)		
28根拠法のない共済に対する消費者保護ルールの整備 (金融庁)	保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用し、消費者保護の観点から、一定の財産的基礎を要件とする登録制、募集規制（虚偽の表示等の禁止、募集人登録等）等を導入する等、早急に制度の整備をする。 (第162回国会に関係法案提出)	重点・金融(2)エ①	法案提出		

オ その他

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
①債権流動化の基盤整備のための法例第12条の特別規定の導入 (法務省)	債権流動化の基盤整備を進める観点から、譲渡人住所地法によるルールを含む国際的な動向を踏まえつつ、法例第12条の特別規定を設けることも視野に入れ、同条を含む法例中の国際私法規定の全般的見直しについて引き続き法制審議会において検討を行い、結論を得る。	計画・金融 融オ①	検討	結論	
②サービサー法の見直し (法務省)	債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査等の結果を踏まえて、取扱債権の範囲の拡大等、法改正を含めた検討を行う。	計画・金融 融オ②	検討	検討	
③貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和 (金融庁)	平成14年度において行われた貸金業に係る規制に関する実態調査を踏まえて、貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和の可能性について引き続き検討を行う。	計画・金融 融オ③	検討	検討	
④資産流動化計画書の記載、業務開始届出に係る添付書類に関する弾力化・簡略化 (金融庁)	資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて引き続き検討する。 また、届出実務が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な具体的措置の検討を行う。	計画・金融 融オ④	検討	検討	
⑤特定目的会社の借入先の拡大 (金融庁)	貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行った上で、適格機関投資家に限定されている特定目的会社の借入先を拡大することについて検討し、結論を得る。	計画・金融 融オ⑤	措置済		
⑥個人情報の保護 (内閣府及び 全庁) <ITウ③の再掲>	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の全面施行(平成17年4月1日)に向け、関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進を図るとともに、個別分野における個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置そ	計画・金融 融オ⑥	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	の他の必要な措置を講ずる。 【個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）】				
⑦消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得（経済産業省、金融庁）	書面によることとされている消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得の在り方について、個人情報保護に関する基本法制との整合性に留意しつつ、引き続き検討する。 【金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号）】 【経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン（平成16年経済産業省告示第436号）】	計画・金融オ⑦	措置済（12月策定）		
⑧商品ファンドに関する申請・届出の簡素化（金融庁、農林水産省、経済産業省）	登記簿等の添付書類等について、電子申請を活用して窓口を一本化する。	計画・金融オ⑧	検討・結論	措置	
⑨商品投資顧問業者の資本金要件の軽減（経済産業省、農林水産省）	商品投資顧問業者の最低資本金を見直すことについて、類似の制度である証券投資顧問業法との比較や投資家保護の観点を踏まえ、検討する。	別表3-14	検討開始	結論	
⑩投資顧問業者の投資（助言）対象の拡大（金融庁）	投資顧問業者の投資（助言）対象である有価証券について、証券取引法における有価証券定義の範囲に投資事業有限責任組合等の組合理型投資スキームの出資持分を加える改正を行う。 【証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）】	計画・金融オ⑨	措置済（12月施行）		
⑪利害関係人の範囲の見直し（金融庁）	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人及び密接な関係を有する者の範囲の見直しについて、他業との整合性の観点も含めた検討を行い、平成16年度中に結論を得た上で、所要の措置を講じる。	別表2-12〔計画・金融オ⑩〕	検討・結論	措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
⑫赤字・赤字規制の廃止 (金融庁)	投資顧問業法第14条、第15条に規定する書面の交付に関し、赤字・赤字規制を廃止することについて、他の法令との整合性に留意しつつ、投資家保護の観点を踏まえ、検討を行う。	別表 3 -13		検討	
⑬金融分野での規制・監督に関する透明性の改善 (金融庁)	金融先物取引所及び金融先物取引業協会について、自主規制の改廃等に際してパブリック・コメント手続きを実施することとし、その旨を周知する。	計画・金融オ⑪	措置済		
⑭政府と自主規制機関間の重複職務の撤廃による規制制度の簡素化 (金融庁)	投資信託法、投資顧問業法、資産流動化法の一部規定を「取引の公正の確保」に係るものとして位置付け、その検査権限を証券取引等監視委員会に委任するとともに、証券検査については、「財務の健全性等に係る検査」も含めて金融庁から証券取引等監視委員会に権限委任を行う。 【証券取引法の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）】	計画・金融オ⑫	法案成立、公布	措置（7月施行予定）	
⑮対内直接投資等に係る事前届出業種 (財務省、事業所管官庁)	対内直接投資等に係る事前届出業種につき、諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、OECD資本移動自由化コードの我が国外資規制各業種を検討し、安全保障理由等以外の外資参入規制を最小限に抑えることを目指して、一層の自由化を促進する。 また、安全保障等関連業種については、OECD資本移動自由化コードにおいても規制が認められているものであるが、その対応につき検討を進め、一層の自由化を促進する。	計画・金融オ⑬	逐次実施		
⑯恩給の支払 (総務省)	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。	計画・金融オ⑭	結論		平成19年4月以降で できる限り早い 時期に実施

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
⑰税制に関する文書回答制度の見直し (財務省、国税庁)	a 税制に関する文書回答制度の活用実績等を分析した上で標準処理期間を設けることについて検討し、結論を得る。	計画・金融オ⑮		検討・結論	
	b 将来的には、仮定の取引に係るものについても、対象とすべきとの意見があるが、租税回避の悪用の可能性等に留意しつつ、対象とするか否かを含め、慎重に検討していく。		検討		
⑱税の質疑応答事例の公表等 (財務省、国税庁)	a 納税者の利便性を高めるため、できる限り多くの質疑応答事例を国税庁のホームページに掲載するなどの情報開示を積極的に行う。	計画・金融オ⑯	逐次実施		
	b 海外企業や外国人からのアクセスにも対応するため、ホームページにおける法令解釈に関する情報について、英語版の充実も検討する。		逐次実施		
⑲固定資産税の納付様式の改善 (総務省)	固定資産税等地方税の納税通知書・納付書に関し、具体的ニーズがあり、かつ、多額のコストがかかる恐れが少ないと考えられる以下の事項について、速やかに検討し、可能なものについては、地方公共団体に対する要請等の措置を講じる。 a 納税通知書・納付書・償却資産明細書を、希望する者に対して同封して送付すること b 納付書等の紙片について、共通名称を使用すること c 納付書等に都道府県名を記載すること d 納付書等の送付時期について、必要に応じて早期化すること 【平成16年総税企第117号自治税務局企画課長通知】	計画・金融オ⑰	措置済 (6月通知)		
⑳地方税の徴収の民間開放推進 (総務省)	a 地方税の徴収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であると考え。 したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。	重点・官業 1 (1) ③		措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	b 使用料、手数料等、公金の一部については民間による徴収が認められているが、地方公共団体の中には、公金全体に幅広く、その徴収を民間に任せることについての要望がある。このような要望を最大限実現するべく、このような公金の徴収について民間の活用を推進する。			措置	
21貿易保険の民間開放推進 (経済産業省)	a 貿易保険事業については、民間保険会社等による貿易保険事業への参入は法的にも実質的にも自由であることを明確にする。	重点・官業 1 (1) ④	措置済		
	b 国が行う貿易保険事業は民間が参入することが難しい又は現に期待できない部分に厳しく限定するとともに、そのような部分であっても将来的に民間が参入し、十分かつ安定的にサービスが提供される見通しが利用者から見て明確になった時には国は当該部分から撤退する。		逐次実施		
22日本貿易保険の組合包括保険制度に関する見直し (経済産業省)	a 独立行政法人日本貿易保険の組合包括保険制度については、組合員企業の付保選択制の導入や保険料体系の全般的な変更も含め、見直し内容の枠組について平成17年度中を目途に策定する。	重点・官業 1 (1) ④ 別表 2-14		措置	
	b また、利用者のニーズを十分踏まえて遅くとも平成18年度中に具体的な見直しを行う。				措置
23若年退職給付の民間開放推進 (防衛庁)	若年退職給付に関する業務については、基準に基づき決定された給付金の支給であり、裁量の余地はなく、十分なガイドライン化、マニュアル化等により民間による実施が可能であると考えられる。また、民間開放することで退職者に対するサービスの低下を懸念するとの意見もあるが、給付業務にノウハウを有する民間に任せることにより、むしろサービスの向上も期待し得ることから、若年退職給付業務の民間開放を推進する。	重点・官業 1 (1) ⑤		措置	

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
24中小企業者に対する債務保証制度の見直し及び保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大 (経済産業省)	部分保証については、金融機関との適切なリスク分担を図る観点からその推進が求められており、これまでも一部制度で部分保証を導入してきたところであるが、中小企業者への影響にも十分に配慮して検討を行う。また、譲渡対象先の拡大についても、中小企業者への影響にも十分に配慮しつつ検討を行う。	別 表 3 -16	検討		
25地方公共団体の使用料等（医療費等）の収納方法について (総務省)	クレジットカードによる使用料等の収納に関する研究会を開催し、現行制度の検証、関係業界等に対するヒアリング等を行った上で、第三者弁済方式を用いたクレジットカードによる使用料・手数料等の収納方法の導入について検討し結論を得る。	別 表 3 -17		検討・結論	
26中小企業等協同組合における組合員以外の共済利用に関する管理監督の強化 (経済産業省)	中小企業等協同組合における組合員以外の共済利用について、当該利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理に関する通知を発出し、指導・監督を徹底する。	別 表 1 -18	措置済		